

小田基金（視覚障害者サポート活動助成）

募集要項（2026年）

2026年5月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

本助成金は、横浜市にお住いの小田和子様のご寄付に伴い、視覚障害者の福祉向上、自立支援、社会参加の促進、ならびに視覚障害に関する啓発・広報活動を行う団体を支援することを目的とします。視覚障害者に対する支援活動の継続と地域社会への波及効果を高めることをねらいとします。

助成額

※補助率等の制限はありません。

1件あたり20万円～50万円以内

助成総額

500万円程度

募集期間

2026年6月1日～2026年7月31日（※WEB申請 17：00締切）

助成対象

（1）助成対象団体

以下の要件を全て満たしている団体

- ① 本拠地および活動拠点が日本国内にある非営利団体であること（法人格の有無は不問）
- ② 団体の活動実績が1年以上であること
※法人設立から間もない団体は、任意団体時の活動実績と通算して1年以上あれば対象です。
- ③ 助成金受け取り口座として団体名義の口座を指定できること（任意団体も同様）
- ④ 政治や宗教活動を目的としない団体であること
- ⑤ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう）ではない、または反社会的勢力と一切関わりのない団体であること

（2）助成対象事業

次のいずれかに該当する事業

ただし、同一団体からの応募は1件までとし、他の助成金申請中の事業は応募不可とします。

- ① 視覚障害者の生活支援、相談支援
- ② 点字、音声、ICTなどを活用した情報アクセシビリティ向上事業

- ③ 交流会、講座、研修会、啓発イベントの開催
 - ④ 視覚障害者の社会参加や地域参加を促進する事業
- (3) 助成対象期間 (2026年11月1日～2027年10月31日)
- (4) 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。
人件費は対象とはなりません。
単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。
当財団の選考委員会で申請経費の一部が否決された場合は申請額が減額される場合があります。

応募方法

右記のQRコードまたはURL (<https://form.run/@oubo-odakikin2026>) からWEB上で申請を行ってください。応募には申請補助資料等の添付が必要です。



応募フォームはこちら

- ① 申請補助資料 (助成実績・収支概要) 提出はExcel形式を推奨します。

当財団ホームページ (<https://kosuikyo.com/>) よりダウンロードしてください。

- ② 定款または団体の規約

- ③ 前年度の決算書と事業報告書

任意団体で、決算書や事業報告書を作成していない場合に限り、申請補助資料と同様に当財団ホームページから簡易書式をダウンロードし、必要事項を記入のうえご提出ください。

- ④ 【法人のみ】履歴事項全部証明書 (発行6ヶ月以内)

- ⑤ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

- ⑥ 【任意提出】企画書 (A4サイズ2枚まで)

※見積書は備品購入や機材整備の他、役務であっても事業執行過程で業者等から徴取したものがあある場合には必ず添付してください。(業務委託費は、金額にかかわらず見積書の添付が必要です。)

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び通知

- (1) 選考

当財団の選考委員会に置いて厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください、また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

- (2) 結果通知

2026年10月下旬を目処に申請者に対し、採否をメールまたは文書で通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に事務局より振込口座の登録方法を案内しますので、期日までに振込口座を登録してください。登録後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物 (チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等) に、「公益財団法人公益推進協会 小田基金による助成事業」であることを必ず明記してください。

- ・ 助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・ 受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・ 助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）
 - ※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・ 適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・ 助成対象事業の内容を変更するとき
- ・ 助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・ 助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき
- (7) 応募事業について他の助成金を受給したことが判明したとき

助成に対する問い合わせ先

〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

公益財団法人公益推進協会 小田基金担当

E-mail : info@kosuikyo.com (件名は「【問合せ】小田基金_団体名」としてください。)

